

令和4年市議会3月定例会

総務課 ☎77514963
☎77519819

3月定例会は、2月18日～3月23日の34日間の会期で開かれました。この議会では、令和4年度当初予算や入院に係ることも医療費の支給の対象となる年齢要件を拡大するための条例などの議案が審議されました。このうち市長提出の39議案については、全て原案のとおり可決、承認または同意されました。可決された当初予算には、新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)・小児接種などを継続して実施するための費用や、市立保育所にタブレット端末を導入し、保護者との連絡を電子化するための費用などを計上しています。

●公平委員会委員の選任 公平委員会委員に、河原塚貴美代氏を再任することが同意されました。

●教育委員会委員の任命 教育委員会委員に、矢野誠二氏を任命することが同意されました。

●農業委員会委員の任命 農業委員会委員に、今川修一氏、新木英男氏、内田栄作氏、藤波貢氏、平野修一氏、黒須邦昭氏、山岸進氏、安藤敏男氏、鈴木智一氏、千葉ふみ子氏、藤倉利

則氏を任命することが同意されました(下記参照)。

●教育委員会教育長の任命 教育委員会教育長に、西倉剛氏を任命することが同意されました(左記参照)。

教育委員会教育長に西倉剛氏を任命

教育総務課 ☎77519469
☎7762250

教育委員会教育長池野和己氏の任期満了に伴い、西倉剛氏を4月1日付で教育長に任命しました。任期は令和7年3月31日までです。



市教育委員会学校教育部長、大石南中・上尾中・太平中学校長などを歴任。62歳。

人権擁護委員の日

人権男女共同参画課 ☎7755117
☎77815112

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権尊重思想の啓発に努めるとともに、各市町村で人権擁護委員による人権相談所を開設します。相談は無料で、秘密は守られますので気軽に相談し

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員が決定

農業委員会事務局 ☎775-9694・☎775-9872

任期満了に伴い、新たな農業委員会委員が任命され、農地利用最適化推進委員が委嘱されました。各委員の任期は3年で、農業の健全な発展のために活動します。

また、農業委員会臨時総会が開かれ、委員の互選で会長、会長代理が次のとおり選出されました。会長/今川修一、会長代理/内田栄作

※各委員の担当地区は下表のとおりです。困りごとがあれば、担当地区の委員へ相談してください。

【農業委員会委員】(敬称略)

氏名	担当地区
今川 修一	平方
新木 英男	平方
内田 栄作	上平
藤波 貢	大石
平野 修一	上平
黒須 邦昭	原市
山岸 進	大石
安藤 敏男	大谷
鈴木 智一	上尾
千葉 ふみ子	大谷
藤倉 利則	大谷

【農地利用最適化推進委員】(敬称略)

氏名	担当地区	氏名	担当地区
黒須 信明	上町、宮本町、仲町、愛宕、栄町、日の出、東町、本町、上尾宿、上尾村、二ツ宮、上尾下、原市、瓦葺、五番町、原市中一丁目、原市中三丁目、原市北一丁目	橋本 光	畔吉、領家
國嶋 亮子	平方	矢部 茂	中分一丁目、中分二丁目、中分六丁目、小敷谷、泉台、井戸木、中妻、浅間台、弁財、小泉
松本 弘道	上野、平方領々家、上野本郷、西貝塚	市村 英一	上、菅谷、須ヶ谷、原新町
小川 好次	藤波、中分三丁目、中分四丁目、中分五丁目	大塚 忠男	久保、西門前、南、平塚、錦町、上平中央、緑丘
		新井 幸夫	地頭方、壺丁目、今泉、向山、大谷本郷、川、西宮下、堤崎、中新井、戸崎、春日、柏座、谷津、富士見

てください。☎6月1日(水)10時～15時(12時～13時を除く) 所市役所7階 大会議室



戸崎公園パークゴルフ場が 日本パークゴルフ協会 公認コースに認定！

戸崎公園 ☎783-0577
FAX726-0380



3月31日に戸崎公園パークゴルフ場が、(公社)日本パークゴルフ協会の公認コースとなりました。これにより、今後、戸崎公園で公式大会を開催することができません。



戸崎公園
ホームページ



戸崎公園パークゴルフ場



189(いちはやく) 「だれか」 じゃなくて「あなた」から

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
子ども家庭総合支援センター ☎783-4964
FAX774-5342
県中央児童相談所 ☎775-4152
上尾警察署 ☎773-0110

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。「虐待?」と思ったら、確実でないものでも構いませんので、いち早く連絡をしてください(匿名連絡可)。秘密は厳守されます。緊急の場合は110番してください。



プラスチックごみの減量へ

環境政策課 ☎775-6925
FAX775-9872

海洋プラスチックごみは年々増えており、2050年には魚よりごみの量が多くなるという推計も出ています。海だけの問題として捉えられがちですが、街中で発生したプラスチックごみが河川を通じて海に流れ込むことも要因となっています。

5月30日はごみゼロの日です。マイボトルを持ち歩いたり、不要なものはフリーマーケットに出したりするなど、プラスチックごみを出さない生活を心掛けましょう。

プラスチック使用製品の 分別

上尾市と伊奈町では令和15年度の新しいごみ処理施設の稼働に向けて検討を進めています。4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、遅くとも令和15年度の新施設稼働時にはプラスチック使用製品の分別が必要となります。具体的な分別や収集の方法については、今後の国の動向や技術革新を踏まえて最適な処理が行えるよう柔軟に対応することとし、稼働前から暫定的に実施する予定です。

【Q&A】

- Q1** プラスチックの分別はすぐに始まりますか。
A1 すぐには始まりません。令和15年度を目安に建設を予定しているごみ処理施設が稼働した段階で本格実施を予定しています。また、事前の周知を含めた説明会の実施や、先行してリサイクルを始めるなど引き続き検討を進めます。
- Q2** プラスチック使用製品とは？
A2 プラスチック使用製品は、プラスチック製容器包装とプラスチック製品に分けられます。
プラスチック製容器包装／食品のフィルム袋など「プラマーク」がついている容器包装
プラスチック製品／プラスチック製のスプーン、ハンガーなど。
- Q3** 汚れているものはリサイクルできますか。
A3 汚れがひどいものはリサイクルできません。令和5年度から検討を始める施設整備の方針とともに、分別や収集の基準を示す予定です。



学校給食費の 多子世帯への補助制度

学校保健課 ☎77519683
☎77515633

多子世帯に対する経済的負担を軽減し、子育て環境のさらなる充実を図るため、3人目以降の児童生徒の学校給食費を補助します。 ④次の①～③の全てに該当する市内に住所がある児童生徒の保護者 ①小・中学校に在籍する児童生徒を3人以上養育し、上尾市立学校に在籍する児童生徒を1人以上養育している ②学校給食費に未納がない ③生活保護・就学援助などの学校給食費に係る公的扶助を受けていない 【補助額】児童生徒1人当たりの上限額／小学生48,300円、中学生58,440円 ⑤申請書(学校保健課にある。市ホームページからダウンロードも可)を在籍する学校に提出 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

結婚新生活支援事業

子ども支援課 ☎7834962
☎7745342

結婚を機に市内で新しく居住する住宅(新居)への引っ越し費用や住宅購入費、家賃などの一部を予算の範

囲内で助成します。 ⑥次の①～⑤

の全てに該当する人 ①令和4年1月1日～令和5年3月31日(金)に婚姻届を提出し、受理された ②婚姻日に、夫婦ともに39歳以下 ③令和3年分(6月30日(木)までに申請する場合)は令和2年分の夫婦の所得合計額が40万円未満 ④市税の滞納がない ⑤他の公的制度による家賃補助などを受けていない 【助成額】最大30万円 ⑥申請書(市ホームページからダウンロード)に、必要事項を記入し、必要書類を添えて令和5年3月31日までに(必着)に直接または郵送で子ども支援課(〒362-8501本町3-1-1)へ



児童扶養手当・ 特別児童扶養手当などの改定

子ども支援課(児童扶養手当)

☎7756819
☎7745342
障害福祉課(特別児童扶養手当など)
☎7755123
☎7768872

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の額が、

左表のとおり改定されました。

【児童扶養手当(月額)】

児童数	改定前		改定後	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
1人目	43,160円	43,150円～10,180円	43,070円	43,060円～10,160円
2人目	10,190円	10,180円～5,100円	10,170円	10,160円～5,090円
3人目以降	6,110円	6,100円～3,060円	6,100円	6,090円～3,050円

【特別児童扶養手当(月額)】

等級	改定前	改定後
1級	52,500円	52,400円
2級	34,970円	34,900円

【障害児福祉手当(月額)】

改定前	改定後
14,880円	14,850円

【特別障害者手当(月額)】

改定前	改定後
27,350円	27,300円

【経過的福祉手当(月額)】

改定前	改定後
14,880円	14,850円

住宅の耐震診断・耐震改修の 補助制度、危険ブロック塀等 の撤去・築造補助金制度

建築安全課 ☎77518490
☎7759906

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、専門家が行う耐震診断と耐震改修工事、危険ブロック塀などの撤去・築造工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助しま

す。また、市による木造住宅の図面での無料簡易耐震診断も受け付けています。 ※いずれの補助金にも交付の条件があります。 診断や工事などの契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。

●木造住宅耐震診断補助制度 ⑥次の①～④の全てに該当すること ①当該住宅に居住し、市税を完納している ②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している ③在来軸組工法(木材の柱や梁で構造を支える方法)または枠組壁工法(ツー・バイ・フォー工法)の2階建て以下 ④診断は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施 【補助金額】耐震診断に要した費用の全額(上限10万円)

●木造住宅耐震改修補助制度 ⑥次の①～⑥の全てに該当すること ①当該住宅に居住または居住を予定し、市税を完納している ②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している ③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下 ④耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないとして判定された ⑤現行の耐震基準に適合させるための耐震改修である ⑥改修設計は建築士事務所登録の事務所または建設業の

許可業者に所属する建築士が実施し、改修工事は建設業の許可業者が行う【補助金額】耐震改修に要した費用の23割の額(上限60万円)

●危険ブロック塀等の撤去・築造補助金制度 公衆用道路などに面した高さ80cm以上の塀または門柱(ブ

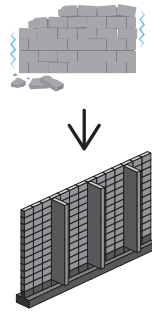
ロック塀、石造その他の組積造、万年塀)で、点検項目(高さが地盤面から2.2mを超えるもの、傾きやひび割れがあるなど)により危険ブロック塀と判断されたものの撤去工事や、撤去後のフェンスなどの築造工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 ④点検項目で不適当のある危険ブロック塀などの撤去工事で、その処理処分まで行う

②公衆用道路などに面するブロック塀など(隣地境界にある塀などは除く) ③市内業者の施工による【補助金額】①危険ブロック塀等の撤去

／1平方メートル7千円または工事費のうち少ない額 ②フェンス等の築造／1㎡当たり1万5千円または工事費の2分の1のうち少ない額 ※①②ともに20万円が上限です。

●木造住宅の無料簡易耐震診断 平成12年5月末までに着工された2階建て以下の木造住宅(工業化住宅を除く)の簡易耐震診断を随時、無料

で受け付けています。住宅の図面(設計図など)を基にコンピュータで簡易な耐震診断を行い、耐震性能を4段階で評価するので、建築当時の建築確認申請書(副本または、壁や窓の位置が分かる各階平面図を用意して直接、建築安全課へお越しください。



老朽化空き家・不良住宅の除却費用の補助制度

交通防犯課 ☎7755138 ☎7759927

昭和56年5月31日以前に建築され、一年以上使用されていない、または市に不良住宅と判定された空き家の除却工事について、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 ④

地方税の滞納がない空き家の登記名義人または法定相続人(事業者・法人を除く) 【対象工事】建設業法などの許可を受けた者が行う空き家の除却 ※空き家の一部を解体する工事、舗装・浄化槽など地下埋設物などの撤去工事などは対象外です。 【補助金額】①老朽化空き家除却補助

／対象工事にかかる費用の2分の1(上限30万円) ②不良住宅除却補助／対象工事にかかる費用の5分の4(上限50万円) ④6月1日(水)〜10月31日(月)(必着)に、交付申請書に必要な書類を添えて、直接または郵送で交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※除却工事の契約前に交付申請してください。 ※事前の現地調査で交付までの期間を短縮できます。事前相談の際に申し込んでください。 ※交付は先着順です。郵送は到着した日の最終受け付け扱いとなるので注意してください。

税は納期限内に

納税課 ☎7755135 ☎7759846

税は納期限を過ぎると延滞金が増算されるので、納期限内に納付しましょう(下表参照)。 ④市役所、各支所・出張所、市指定金融機関、市収納代理金融機関、全国のコンビニエンスストアなど ※詳しくは納付書の裏面をご覧ください。

●モバイルレジ納付 納付書に印字されたバーコードをスマートフォンのカメラ機能で読み取り、モバイルバンキングまたはクレジットカードを利用することで納付ができるサービスです。 ※クレジットカードは

決済手数料がかかります。 ※詳しくは、NTTデータのモバイルレジホームページ(☎https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/)をご覧ください。

●電子マネー納付 納付書に印字されたバーコードをスマートフォンで読み込み、決済するだけでいつでもどこでも納付ができます。【使用可能なアプリ】au Pay、p払、J-Coin Pay、LINE Pay、PayPay ※詳しくは、各アプリのホームページをご覧ください。



市ホームページ

【納期限一覧】

市・県民税(普通徴収)	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税(普通徴収)	納期限日
第1期	第1期	全期		5/31(火) 6/30(木)
第2期	第2期		第1期	8/1(月)
第3期	第3期		第2期	8/31(水)
第4期	第4期		第3期	9/30(金)
			第4期	10/31(月)
			第5期	11/30(水)
			第6期	12/28(水)
第4期			第7期	令和5年1/31(火)
			第8期	2/28(火)

軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送

市民税課 ☎7755130
☎77519846

5月6日(金)に、令和4年度の軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送します。☎令和4年4月1日時点で、市内にバイク、軽自動車などを所有している人 ※税率は、市ホームページをご覧ください。 ※納付方法・納期限は、13ページの「税は納期限内に」を参照してください。

■軽自動車税(種別割)の減免申請

障害のある人が所有する車両、または生計を共にする家族が所有する車両で、当該障害者のために使用するものなど、条件により軽自動車税(種別割)が減免となる場合があります。詳しくは、市民税課に問い合わせてください。【申請期間】5月6日(火)



中小企業者を全力サポート!

専門家相談

中小企業サポートセンター ☎779-2520・☎779-2521

あらゆる事業の悩みに対して、専門家が何度でも無料で相談に応じます。専門家が企業を訪問し、課題の発見から解決策の提案、改善活動まで、寄り添いながら徹底的にサポートします(窓口相談も可)。☎上尾商工会議所(二ツ宮750) ☎下表のとおり ☎電話(平日だけ)で中小企業サポートセンターへ

項目	内容
経営総合相談	補助金(頑張る事業者サポート、事業再構築、持続化)、経営革新計画、新サービス展開など
IT活用相談	IT導入補助金、ホームページ、SNS、テレワーク、キャッシュレス決済など
販売促進相談	広報宣伝(POPデザイン、チラシ)、分析ツール、マーケティング、価格戦略など
BCP相談	事業継続力強化計画策定奨励金、BCP策定など
労務相談	労務管理、就労規則、人材育成など

頑張る事業者サポート補助金

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

☎市内で事業を継続して営んでいる中小・小規模事業者(個人事業者を含む) ※昨年度、交付決定を受けた事業者は対象外です。【対象事業】申請中または令和2年4月7日以降に承認された経営革新計画に基づいて実施する事業 【補助金額】上限50万円(対象経費の2/3) ※先着順で受け付けし、申請額が予算額に達した時点で締め切ります。☎6月1日(火)~9月30日(金)に申請書(商工課、市役所1階にある。市ホームページからダウンロードも可)に記入し、必要書類を添付して直接、商工課へ ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

現場ニーズ対応型試作品開発補助金

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

☎市内で事業を継続して営んでいる中小・小規模事業者(個人事業者を含む)または複数の事業者からなる共同研究グループ 【対象事業】市が定めた福祉施設などにおける現場の「困りごと」の解決に向けた福祉関連機器の試作品の作製に関する事業 ※審査の結果、採択された事業に限ります。【補助金額】上限50万円(対象経費の9/10) ☎6月1日(火)~9月30日(金)に申請書(商工課、市役所1階にある。市ホームページからダウンロードも可)に記入し、必要書類を添付して直接、商工課へ ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

事業継続力強化計画策定奨励金

上尾商工会議所 ☎773-3111・☎775-9090

☎市内で事業を継続して営んでいる中小・小規模事業者(個人事業者を含む) 【対象要件】次の①②の全てに該当する事業者 ①上尾商工会議所が主催する所定のセミナーを受講する ②事業継続力強化計画を策定し、国から認定を受けている 【奨励金額】一律10万円 ※先着順で受け付けし、申請額が予算額に達した時点で締め切ります。☎6月1日(火)~令和5年2月28日(火)に申請書(上尾商工会議所、市役所1階にある。上尾商工会議所ホームページ☎<https://www.ageocci.or.jp/>)からダウンロードも可)に記入し、必要書類を添付して直接、上尾商工会議所へ ※詳しくは、上尾商工会議所ホームページをご覧ください。

市役所人事

職員課 ☎775-5112・☎775-9819



次長級

- ▽市長政策室次長兼秘書政策課長／榮幸輝
- ▽会計管理者／仲間賢一
- ▽消防本部次長／中山一之
- ▽西消防署長／保坂久
- ▽議会事務局次長兼議会総務課長／島田栄一
- ▽学校教育部次長／加藤浩章
- ▽学校教育部副参事兼学務課長／田中栄次郎

課長級

- ▽市長政策室広報広聴課長兼新型コロナウイルス対策室長／加藤孝志
- ▽行政経営部財政課長／福島雅博
- ▽同部市民税課長／森田健司
- ▽同部施設課長／鬼塚清幸
- ▽総務部総務課長／石川弘之
- ▽同部契約検査課長／関田繁
- ▽子ども未来部子ども支援課長／島田真樹
- ▽同部子ども家庭総合支援センター所長／小林仁子
- ▽同部保育課長／林田史浩
- ▽同部青少年課長兼青少年センター所長兼少年愛護センター所長／堀田元
- ▽健康福祉部福祉総務課長／秋山真吾
- ▽同部生活支援課長／川村勝也
- ▽同部障害福祉課長／平賀健治
- ▽同部高齢介護課長／野崎孝幸
- ▽市民生活部尾山台出張所長／堀口めぐみ
- ▽同部原市支所長／戸國健一
- ▽同部大石支所長／勝又憲人

- ▽同部保険年金課長／大竹英雄
- ▽同部交通防犯課長／藤波伴安
- ▽環境経済部農政課長／東邦彦
- ▽同部商工課長／小川紀之
- ▽都市整備部都市計画課長／中釜勝己
- ▽同部建築安全課長／黒須昭彦
- ▽同部開発指導課長／加藤俊市
- ▽同部建設管理課長／吉川満
- ▽同部道路河川課長／北島享
- ▽上下水道部水道施設課長／奥隅雄一
- ▽同部下水道施設課長／内堀真人
- ▽消防本部消防総務課長／長島孝一
- ▽同部警防課長／天羽哲郎
- ▽同部指令課長／早川洋子
- ▽東消防署管理課長／高柳竹光
- ▽同署消防第一課長／濱田実
- ▽同署消防第二課長／関矢富明
- ▽同署原市分署長／木村努
- ▽西消防署消防第二課長／本田茂人
- ▽同署平方分署長／牧田芳高
- ▽教育総務部図書館長／山内正博
- ▽監査委員事務局次長／中澤真治



国民健康保険「医療費のお知らせ」の様式変更

保険年金課 ☎78216481
(国保給付担当) ☎77519827

健康づくりに役立てるために国民健康保険加入者に送付している、「医療費のお知らせ」の様式を5月発分から変更します。なお、記載内容に変更はありません。

防災行政無線を用いた緊急情報の伝達訓練

危機管理防災課 ☎77515140
☎77519927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を通じて送られてくる緊急情報を防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、全国一斉に情報伝達訓練を行います。時5月18日(水)11時ごろ 内左表のとおり

防災行政無線による試験放送

市内に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

【放送内容】

- ①「これは、Jアラートのテストです」を3回
- ②「こちらは、防災上尾です」

時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ